

江田島市防災協力事業所等登録制度実施要綱

令和2年9月30日

(目的)

第1条 この要綱は、大規模災害発生時において、地域の防災活動に協力する意欲のある事業所等を登録した上で公表し、事業所等が保有する能力や資源の提供を受けることにより、市、事業所等、地域が連携した防災協力体制の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進するため実施する江田島市防災協力事業所等登録制度について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模災害 地震災害、台風若しくは集中豪雨その他の風水害又は大規模な事故（爆発事故等）をいう。
- (2) 事業所等 市内に店舗、工場、事務所等を有するもの及び市内に活動拠点を置く団体（NPO法人及びボランティア団体を含む。）並びに個人をいう。

(登録手続等)

第3条 防災協力事業所等の登録を受けようとする事業所等（以下「申請者」という。）は、江田島市防災協力事業所等登録（変更）申請書（様式第1号）を市長に提出するものとし、登録内容に変更が生じた場合も同様とする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しない場合は、防災協力事業所等に登録（登録内容の変更を含む。以下同じ。）するものとする。

- (1) 江田島市暴力団排除条例（平成23年江田島市条例第1号）第2条各号に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等のいずれかに該当していること。
- (2) 前年度以前の市税を滞納していること。

(3) 申請時点において、本市の入札に係る指名除外を受けていること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、登録することが不相当であると市長が判断した事業所等であること。

3 市長は、前項の規定により登録したときは、当該防災協力事業所等に江田島市防災協力事業所等登録（変更）決定通知書（様式第2号）を交付するものとする。

4 市長は、申請者が第2項各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、登録しないものとし、当該申請者に江田島市防災協力事業所等不登録決定通知書（様式第3号）を交付するものとする。

（災害時協力及び協力期間）

第4条 防災協力事業所等は、大規模災害時において、次の各号に掲げる活動のうち、協力することが可能なものについて、自らの判断で地域と連携して災害時協力活動を実施するものとし、協力期間は、災害発生後の一時的な災害時協力活動として、事業所等の本来の業務に支障とならない期間とする。

(1) 一時的な避難場所等の提供

(2) 食料品、飲料水、生活用水等の物資提供（井戸水を含む。）

(3) 初期消火、救出救護、障害物の除去等の労務提供

(4) 資機材等の貸出し

(5) その他防災上必要な協力

（平常時協力）

第5条 防災協力事業所等は、平常時において、次の各号に掲げる活動について、可能な範囲で参加し協力するものとする。

(1) 地域の防災訓練

(2) 地域の防災に関する会合等

(3) 地域行事等

（登録事業所等の公表等）

第6条 市長は、防災協力事業所等の名称、所在地等を市のホームページその他の広報媒体を活用して公表するものとする。

2 市長は、地元自治会等へ防災協力事業所等を紹介して相互の連携強化が図れるよう調整するものとする。

3 防災協力事業所等は、自らが江田島市防災協力事業者等であることを名刺等の印刷物に表示することができる。

(経費負担)

第7条 第5条各号に掲げる活動への協力及び前条第3項に規定する名刺等の印刷に要した費用は、防災協力事業所等が負担するものとする。

(登録期間)

第8条 防災協力事業所等の登録期間は、登録した日から1年間とし、防災協力事業所等から別段の意思表示がないときは、自動的に更新するものとする。

(登録の抹消)

第9条 市長は、防災協力事業所等が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を抹消するものとする。

(1) 第2条第2号に規定する事業所等に該当しなくなった場合

(2) 防災協力事業所等から江田島市防災協力事業所等登録抹消届(様式第4号)の提出があった場合

(3) 防災協力事業所等を第三者に譲渡又は売却し、当該第三者に引き続き防災協力の意思が確認できない場合

(4) その他市長が防災協力事業所等として不相当であると認めた場合

(庶務)

第10条 登録等に関する事務は、危機管理課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月30日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

江田島市防災協力事業所等登録（変更）申請書

年 月 日

江田島市長 様

事業所等の名称 _____

〒

事業所等の所在地 _____

代 表 者 _____ (印)

担 当 者 _____

電 話 _____

メールアドレス _____

江田島市防災協力事業所等登録制度実施要綱第3条第1項の規定に基づき、江田島市防災協力事業所等の登録（変更）を申請します。

1 協力内容

（該当する項目（変更の場合は、変更後に該当する項目）に○印を付けてください。）

項目番号	○印	協 力 内 容
1		一時避難場所等の提供
2		食料品，飲料水，生活用水等の物資提供（井戸水を含む。）
3		初期消火，救出救護，障害物の除去等の労務提供
4		資機材等の貸出し
5		その他防災上必要な協力 ()

2 事業所等に変更があった場合

(1) 事業所等の名称 _____

(2) 事業所等の所在地 _____

様式第2号（第3条関係）

江田島市防災協力事業所等登録（変更）決定通知書

登録番号 第 号
年 月 日

様

江田島市長



年 月 日付けで申請のありました事業所等について登録（変更）しましたので、江田島市防災協力事業所等登録制度実施要綱第3条第3項の規定により通知します。

事業所等の所在地	
事業所等の名称	

様式第3号（第3条関係）

江田島市防災協力事業所等不登録決定通知書

年 月 日

様

江田島市長



年 月 日付けの申請について、江田島市防災協力事業所等に登録しないことと決定しましたので、江田島市防災協力事業所等登録制度実施要綱第3条第4項の規定により通知します。

理由

登録申請のありました事業所等につきまして、内容を精査しましたが、江田島市防災協力事業所等としての登録要件を備えていないものと判断しました。

様式第4号（第9条関係）

江田島市防災協力事業所等登録抹消届

年 月 日

江田島市長 様

事業所等の名称 _____

〒

事業所等の所在地 _____

代 表 者 _____ (印)

江田島市防災協力事業所等登録制度実施要綱第9条の規定に基づき、登録の抹消を申し出ます。